

耐震化促進に向けた取り組みについて

1. 目的

中野区耐震改修促進計画（平成28年7月改定）に定める住宅及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震化目標を達成するため、平成30年度に示された国や東京都の取り組み方針等を踏まえ、区における耐震化促進事業構築の基本的考え方を整理し、耐震化を促進する。

2. 住宅の耐震化に向けた取り組み方針について

（1）東京都の耐震化助成要綱の見直し要件

東京都は国の方針を受け、平成30年度から助成要綱等を改正及び新設し、住宅の耐震化に取り組む市区町村に対して次の①及び②を含む社会資本整備総合交付金交付要綱に規定する「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（以下「アクションプログラム（案）」という。）を策定し、都知事の承認を得ることを補助要件とする見直しを行った。

①耐震化を緊急的に促進すべき地域を定めること。（以下緊急耐震重点区域という。）

②これまで整備地域内を対象としてきた助成を、マンションを除く住宅については、整備地域外にも拡大する。

○整備地域内：全域へのポスティング等による普及啓発の推進を条件に追加

○整備地域外：戸別訪問等の普及啓発を実施し、年度末に実績報告すること。

（2）区が策定するアクションプログラム（案）について

今後、新たな住宅耐震化促進事業を構築し、東京都の助成制度を活用する上で基本的指針となる計画がアクションプログラムである。（別紙資料）

（3）平成31年度の耐震化促進事業について

アクションプログラム（案）に基づく、平成31年度の取り組みは次のとおり。

① 緊急耐震重点区域内の住宅について

ア 木造住宅の除却費用の支援

イ 木造住宅の建替え助成費用の引き上げ

ウ 非木造住宅の対象拡大と除却又は建替え助成費用の選択制及び補強設計・補強工事費用の助成

② ブロック塀等除却支援事業及び家具転倒防止器具取付助成事業の拡充

③ 緊急輸送道路沿道建築物に対する建築主の制限要件の撤廃

④ 整備地域内外への普及啓発活動を実施予定

3. 新たな住宅の耐震化事業の構築について

平成31年度に東京都が示す新たな耐震化事業の拡充・見直し基準に合わせ、区民に対する周知啓発を推し進めるとともに、新たな耐震化事業の構築に向けた検討を平成31年度中に行う。

加えて、東京都防災都市づくりの整備方針に沿って、防災上重要な道路のネットワークを確保するため、沿道建築物の建替え及び不燃化の促進や建替えが困難な場合の住宅の耐震改修の支援のあり方についても検討していく。

4. 今後の予定

2019年

3月 東京都知事に中野区住宅耐震化緊急アクションプログラム進達・承認

3月 建設委員会報告

3月 要綱一部改定

4月 新年度耐震化事業受付開始

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（案）

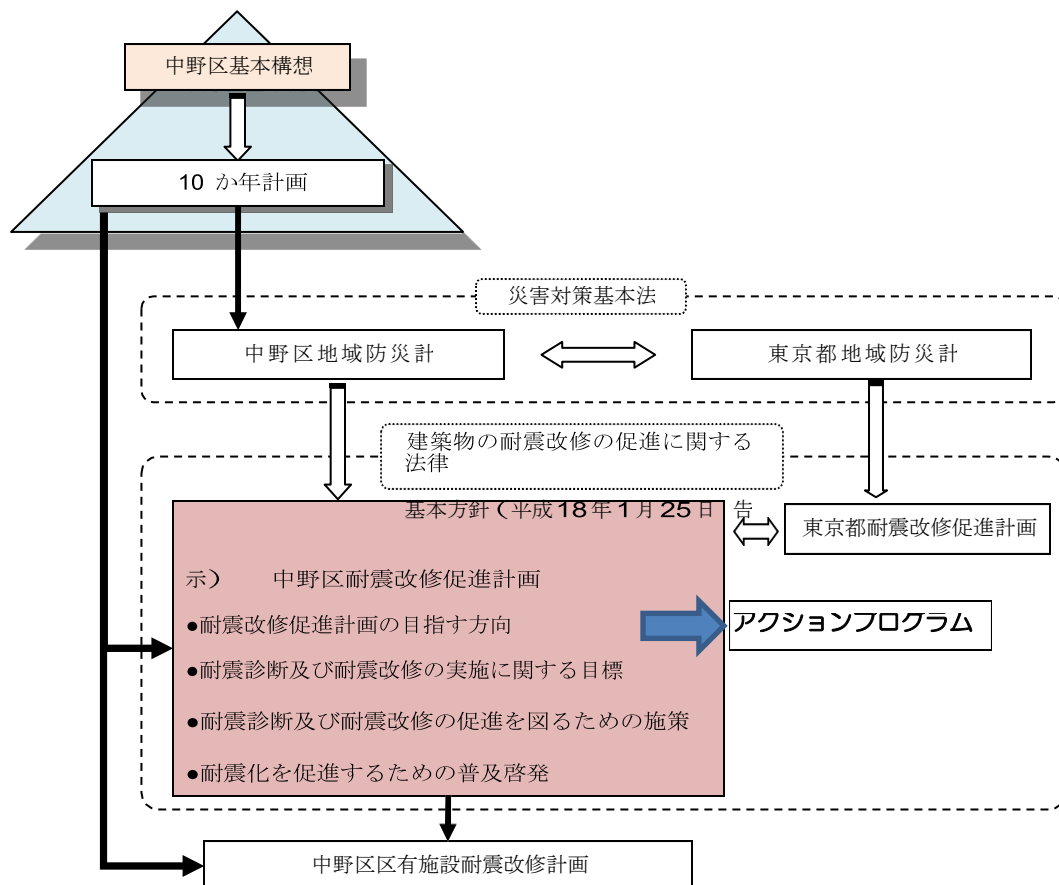
1. 目的

平成29年度までの時限措置として、国からの補正予算による住宅・建築物の耐震化促進の拡充策が示された。東京都は平成30年度から住宅の耐震化を促進するため、整備地域内及び整備区域外の耐震診断並びに耐震改修等の耐震対策を重点的に実施するため、助成事業に対する要綱の改定等を行った。

今後、助成制度の拡充にあたっては、住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」と言う。）の策定・進達が要件となることから区として新たな耐震化の取り組みを促進することを目的にアクションプログラムを策定する。

2. 位置付け

中野区耐震改修促進計画（平成28年7月改定。以下「促進計画」という。）第4章2「相談体制の整備と情報提供の充実」に基づき策定する。



3. 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第20号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）前に建築されたすべての住宅とする。

4. 計画期間

2019年度から2023年度までの5か年とする。

ただし、社会経済状況の変化や関連事業及びアクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しを行う。

5. 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、中野区全域とする。

このうち、住宅の耐震化を緊急に促進すべき区域（以下「緊急耐震重点区域等」という。）は、中野区耐震化促進計画第3章に定める地域に防火地域を加えたものとする。

(1) 東京都震災条例に位置づけている整備地域

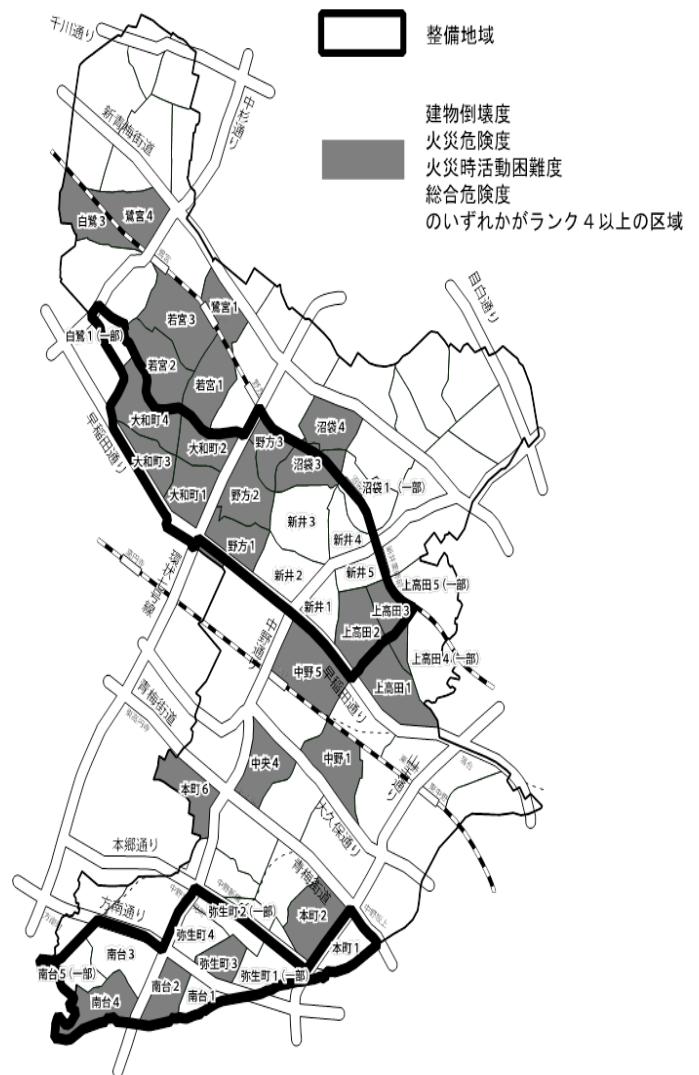
地 域	
南 台	一、二、三、四丁目の全域 五丁目の一部
弥 生 町	一丁目の一部、二丁目の一部 三、四丁目の全域
本 町	一丁目の全域
上 高 田	二丁目の全域、 三、四、五丁目の一部
新 井	一、二、三、四、五丁目の全域
沼 袋	一丁目の一部、三丁目の一部
野 方	一丁目の一部、二、三丁目の全域
大 和 町	一、二、三、四丁目の全域
白 鷺	一丁目の一部

※ 東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）

第 13 条 2 号に規定する「整備地域」が規定されています。

(2) 建物倒壊危険度、火災危険度、火災時活動困難度、総合危険度のいずれかがランク4以上の区域

地 域	
南 台	二、四丁目の全域
弥 生 町	三丁目の全域
本 町	二、六丁目の全域
中 央	四丁目の全域
中 野	一、五丁目の全域
上 高 田	一、二、三丁目の全域
沼 袋	三、四丁目の全域
野 方	一、二、三丁目の全域
大 和 町	一、二、三、四丁目の全域
若 宮	一、二、三丁目の全域
鷺 宮	一、四丁目の全域
白 鷺	三丁目の全域



- 中野区耐震改修促進計画より -

(3) 防火地域に指定されている区域

6. 取り組み内容

(1) これまでの普及啓発活動

- ①中野区耐震協議会との連携による耐震フォーラムの開催（年1回）
- ②耐震診断及び建替え助成事業などのチラシ8万部配布（年1回）

(2) 相談体制の確立

- ①重点整備区域内でのまちづくり部門による建替え相談の実施
- ②耐震診断士及び耐震改修事業者の斡旋並びに育成と周知の徹底
- ③中野区耐震協議会の加盟団体による耐震相談への支援

(3) 新たに戸別訪問等の実施

中野区内に存する住宅の所有者等に対して、耐震化の意識啓発及び情報提供を行うため、区内全戸に対して耐震対策事業に関する区報臨時号により周知するとともに、ホームページに掲載するなど、多様な広報活動を実施します。また、耐震診断を実施した所有者等に対してはダイレクトメール等により啓発を図ります。

7. 住宅耐震化に係る支援目標

- ① 不燃化の促進を図る地域については、除却又は建替えを推進する。
- ② 木造住宅に関しては、無料にて耐震診断士を派遣するとともに、耐震改修等の助成制度を活用し、耐震化を図る。また、非木造住宅に関しては、耐震診断及び耐震改修等の助成制度を活用し、住宅の耐震化を図る。

8. 取り組み実績の公表

毎年度末に、戸別訪問、耐震診断及び耐震改修工事並びに建替え助成に係る実績は中野区都市基盤部建築分野のホームページ等により公表するものとする。